

## 平成25年度 第1回宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

1. 日 時 平成25年12月16日(月) 午前10時30分～午前11時30分

2. 場 所 宇都宮市役所 14B会議室

3. 議 事 (1)「子ども・子育て支援新制度」について  
(2)「宇都宮市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」の今後について

4. 出席者

【委 員】木村由美子委員, 鈴木勇二委員, 栗田幹晴委員, 山口京子委員(会長職務代理),  
今井政範委員, 今井恭男委員, 伊達悦子委員(会長), 増田宗夫委員

【事 務 局】〔子ども部〕高橋部長, 中里次長

〔子ども未来課〕緒方課長, 塚田所長, 関谷係長, 角田係長  
肝付総括主査, 高橋主任, 緑川主事

〔子ども家庭課〕大久保課長

〔保育課〕大根田課長

〔子ども発達センター〕湯沢所長

5. 公開・非公開の別 公開

6. 傍聴者数 0名

発言者	内 容
事務局	1 開会
会長	2 委員紹介
事務局	3 会長挨拶
会長	4 議事 (1) 「子ども・子育て支援新制度」について
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見はあるか。
委員	今後のスケジュールの件で、幼保連携型認定こども園の認可基準の制定が平成26年度の前半に行なわれ、後半に認可、平成27年度に運用開始でよいか。地域型保育事業の認可のスケジュールはどのようになっているか。
事務局	また認可や確認（給付）の認定をした後の、認可基準の運用や施設運営のチェック体制はどのように考えているか。
事務局	幼保連携型認定こども園のスケジュールについてはご指摘のとおり。地域型保育事業についても同様のスケジュールである。
事務局	幼保連携型認定こども園も、地域型保育事業も同様に、認可基準を条例で定めるとともに、新しい制度ではそれらの施設や事業が給付を受けるための確認という制度が入るので、確認についても一定の基準を条例で設け、給付対象施設についても一定の基準を満たしているかをチェックすることになる。認可の権限として指導監督もあり、公費が入る確認という作業でも、条例の基準でチェックしていく。どういった方法でやるかは今後の国からの情報を基に検討する。認可や確認について、指導監督やチェックを行っていく。
委員	幼稚園で入園の受付が始まるのが9月1日頃であり、それ以前に保護者の方へ、幼稚園がどのような施設になっていくのか等の説明会が夏休み前ぐらいから始まるわけだが、「幼稚園が（新しい制度では）このような施設になっていく」という説明ができるような、市側の仕組

事務局	<p>みが決まるのはいつごろなのか。</p> <p>国の方からこの制度にかかるすべての情報が出ていないことを前提にお答えすることになってしまうが、幼稚園の状況も踏まえ、市としては6月に向けて、基準等の準備を進めていきたい。27年度の募集等が9月頃に始まることも存じているので、その間で、必要な団体との連絡調整は進めていきたいと思っているが、年度末にはいろいろな基準の政省令が国の方から示されるので、それを見ながら必要なことは相談しながら、期日については決めていきたい。</p>
委員	<p>幼稚園の方でも、来年度はどうなるかという質問が保護者より寄せられているので、できるだけ早く情報を頂けるとありがたい。</p>
委員	<p>保育園・高齢者施設・障がい者施設・社会的養護（児童養護）では第三者評価を導入し、認可の基準のクリアに加え、さらに質の向上に努めているが、幼保連携型認定こども園の質の向上のチェック機能はどのようになるか。</p>
事務局	<p>第三者評価については、新しい制度の中では義務化ではなく、今の検討段階では努力義務であるが、内部評価（自己評価）については開示義務がある。第三者評価については、まだ明らかになっていない状況。</p>
委員	<p>新制度に係るニーズ調査の結果は、子どもの家（放課後児童クラブ事業）の実施にも影響すると思うが、いつごろ集計等がまとまる見込みか。</p> <p>保育園の関係で、「保育に欠ける」という要件が、これから仕事を見つける人も保育の必要性を認定されるというのは、現在の制度でも同じか。そうであればニーズ調査の設問では、その（求職中の保護者）ニーズをどのように反映させたのか。</p>
事務局	<p>ニーズ調査については、11月末で調査期間の区切りをつけ、現在集計・分析中である。この調査は、新制度で実施するサービスの量を見込むための基礎となるもの。年度末には、集計・分析結果から必要となるサービス量の見込みをまとめていく予定。</p> <p>また、子どもの家事業については教育委員会でも別途調査を実施し、（集計・分析について）同じスケジュールで進んでいる。</p> <p>「保育に欠ける」要件については、新制度でも保育の必要性という点に着目しているため、この調査の段階からそれが見込めるような設問</p>

	<p>を用意した。新しい仕組みの中で、大きくは施設型給付と地域型保育給付、地域での諸サービス、この3つのサービスの組み合わせの中で子育てができるようにしていくので、現行法の「保育に欠ける」状態だけではなく、新制度での保育等に係るニーズを見込めるような設問で調査を実施した。</p>
事務局	<p>現行の「保育に欠ける」認定は、指数化により行っており、求職中の方も指数化している。例えば両親共働きの場合は父親10点・母親10点で20点、求職中の方は2点。「保育に欠ける」要件は、現在は週4日×4時間×4週で月64時間就労している方としている。待機児童が多い中なので、求職中の方は指数化しているものの、入園するのが難しいのが現状。</p>
委員	<p>求職中の方が保育所に入れるようになるのは、新制度の緩和策なのか。</p>
事務局	<p>新制度で就労以外の要件では、求職や就学などが保育の必要性の認定に入るが、国が具体的にどこまで基準に明記するかにより、市町村でどのような基準を定めるか検討を行うことになる。保育園の入所に係る優先順位を決める中で、求職中の方の保育の必要性についても今後検討をする。</p>
会長	<p>資料1の4ページ②に記載してある「社会福祉法人・学校法人以外の者から保育所の設置の認可の申請があったとき」とあるが、これは一般企業をイメージしているのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり。</p>
会長	<p>認可の基準等については今度具体的に検討していくということか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり。</p>

	(2) 「宇都宮市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」の今後について
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見はあるか。
委員	社会福祉審議会の分科会の中で、新制度の導入に伴う影響により分科会の体制が変わるのは当専門分科会だけであるか。
事務局	子ども・子育て支援法に関係するものについては、当分科会のみ影響をうける。
委員	当分科会は、子ども・子育て会議に移行するという理解でよいか。
事務局	ご指摘のとおり。
会長	児童福祉審議会に相当するような役割を子ども・子育て会議がもつということか。
事務局	児童福祉法に基づく審議会の機能を子ども・子育て会議がもつということである。
委員	委員は新たに組み替えられるか。
事務局	現時点では28名ということだが、条例では30名以内で構成することになっているので、3月の議会で（当分科会の統合に係る）条例の改正案を提案するところだが、条例改正が議決された後に、あと2名分の委員を加える形で調整していく予定。
委員	当分科会の委員と子ども・子育て会議の委員は一緒ということか。
事務局	当審議会の委員と子ども・子育て会議の委員を比べると、ほぼ一致しているのですが、時期がきたら各団体と委員の皆様にご相談していきたい。

	5 その他
委員	社会福祉審議会で、当分科会の体制変更の確認はするのか。
事務局	社会福祉審議会事務局に確認したところ、当分科会の体制変更については審議会の会長及び各分科会の会長にご説明をするとのこと。
委員	社会福祉審議会で論議されず、当分科会の意思決定だけで決めて良いのか。
事務局	社会福祉審議会での意見聴取が必要ではないかというご意見があった旨を、審議会の事務局に伝える。
委員	よろしくお願ひしたい。
	6 閉会